

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度火山砂防第1-2-2号
洗出川 細野2工区 火山砂防工事
施 工 者 : 株式会社 山本組
工事概要 : 主堰堤工 H=6.0m、L=19.6m、V=448m³
鋼製堰堤工 N=27.8t
間詰工 V=168m³
発 注 者 : 小林土木事務所

取組の概要

本工事は、新燃岳噴火による噴石や降灰の影響による土石流の危険性が極めて高い現場でありましたが、避難壕の設置や雨量情報をメールで自動受信するサービスを導入し、作業員の安全確保を図りました。また、レーザービームを用いた岩盤掘削基準高の測定による掘削基準高の精度向上や工事着手前に周辺住民に工事内容を記載したリーフレットを配布するなど良好な施工に努めました。

宮崎県優良工事表彰

宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事について、工事成績が優秀であり、かつ、他の工事の模範となる取組を行っている工事を表彰することにより、建設関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共工事に対する県民のイメージアップに繋げることを目的とした表彰であり、平成22年度より実施されている。本年度、平成24年度受賞工事を紹介する。

2

2014.FEB

No.472

目 次

◇平成26年2月の行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（1月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第10回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	7
4. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について	9
◇雇用改善コーナー	
1. 新規学校卒業予定者等の採用について	11
2. 就職・採用活動開始時期の変更について	12
◇事業協同組合	
1. 地域建設業経営強化融資制度について	13
◇技士会	
1. 平成26年度1級（学科）・2級土木施工管理技士技術検定試験 受験準備講習会のご案内	15
2. 1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について（お知らせ）	15
3. 平成25年度1級土木施工管理「実地試験」の合格発表	16
◇建退共	
1. 共済証紙の購入について	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	18
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（12月分）	18
◇建災防	
1. 平成25年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について	19
2. 安全教育用DVDの配付について	19
3. 建災防からの安全メッセージ②	20
◇火薬協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	21
2. 打揚式動物駆除用煙火「駆除雷」等の取扱について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）	22
2. 中間前払金制度のご案内	23
3. 「保証ファクタリング」、「公共工事代金債権担保融資」 実施期間延長のお知らせ	24
◇試験・講習のご案内	
監理技術者講習のご案内	25

平成26年2月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊦			
2	㊧			
3	月			
4	火	宮崎県建設業協会総務委員会 宮崎県道路整備講習会		
5	水			
6	木			
7	金		不整地運搬車運転技能講習 (8日まで清武)	
8	㊦			
9	㊧			
10	月			
11	㊨	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	水	宮崎県建設業協会常務理事会 県土整備部、農政水産部との意見交換会		
13	木	宮崎保証事業審議会	建災防技能講習に係る本部監査 (14日まで)	
14	金	全国建設業協会総務委員会(東京)	車両系建設機械(整地・掘削)運転技 能講習(15日まで清武)	
15	㊦			
16	㊧			
17	月	労働政策課事務指導	基金納入告知書発送	
18	火		基金理事会・資産運用検討委員会 (宮崎)	
19	水	九州建設青年会議役員会(沖縄)		
20	木	宮崎県産業開発青年隊終了式		
21	金	宮崎県建設業協会理事会 宮崎県議会2月定例会開会 (3/20まで)	高所作業車運転技能講習 (22日まで清武)	
22	㊦			
23	㊧			
24	月			
25	火		基金代議員会(宮崎)	
26	水			全建協連企画委員会(東京)
27	木		建災防全国事務局長会議(東京)	火災保安協会九州地区ブロック協議 会(福岡)
28	金			

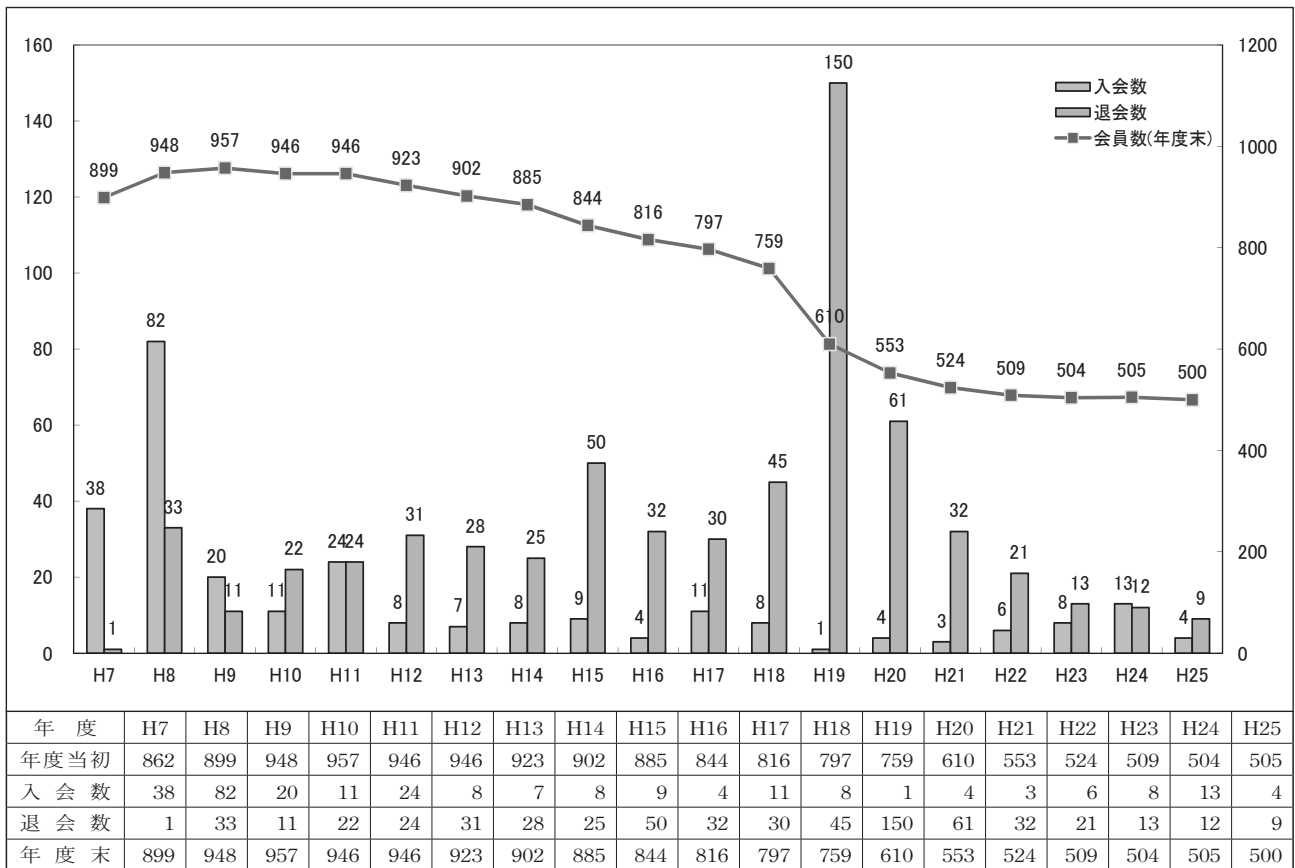
県協会 会員の動き（1月1日～1月29日）

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(有) 谷 村 組	代表者	黒 田 修 夫	浅 利 照 雄



宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H25はH26.1.29現在

宮崎県建設業協会

1. 平成25年度第10回常務理事会を開催

平成26年1月14日（火）午後1時10分、第10回目の常務理事会が建設会館2階「委員会室」において、仁科常務理事を除く10名出席のもと開催された。

開会にあたり永野会長より「本日は常務理事会の議案が多く、また、県との意見交換会でも重要な案件があるため円滑な審議をお願いしたい。

昨年末、消費税増税対策の平成25年度補正予算案及び平成26年度当初予算案が閣議決定したが、公共事業予算が本年度に続き良い方向に向かうことを期待したい。

平成26年度に向かい各常務理事には本会の運営にご協力をお願いするとともにご多幸をお祈りする。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県土整備部の出席者を報告した。続いて県からの情報提供として、管理課から指名競争入札の試行状況について、技術企画課から施工パッケージ及び平成26年度総合評価落札方式の改正案について、営繕課から同じく平成26年度総合評価落札方式の改正案について説明があることを報告した。

議題2 指名競争入札に関するアンケート調査結果について

大谷総務課長が資料2-1に基づき、昨年末会員企業に対して実施した指名競争入札に関するアンケート調査結果について報告した。

本議案は、アンケート結果を各地区で検討し2月の常務理事会で意見を集約した後、県議会に対して報告と要望を行うことが承認された。

また、県議会との意見交換会は2月17日（月）に開催する方向で調整を行うことが承認された。

議題3 大規模災害発生時における宮崎空港の早期復旧活動に関する協定書（案）について

榎村事務局長が資料3に基づき、事務局が国交省大阪航空局との間で協議した協定書（案）について報告した。本議案は、協定書（案）について各地区で協議を行い2月の常務理事会で方向付けを行うことが承認された。

議題4 九州管区警察防災訓練について

榎村事務局長が資料4に基づき、九州管区警察局の防災訓練に参加する宮崎河川国道事務所から、本会に対して九地整との防災協定に基づく連絡体制の確認訓練実施について協力依頼があったことを報告した。また、実際に訓練で作業する業者は宮崎河川国道事務所が選定したが、本会に対して車両用横断幕と作業員用ベストの貸与依頼があったことを報告した。



永野会長挨拶



第10回常務理事会

連絡体制の確認訓練には本会事務局及び宮崎地区協会事務局が参加するが、車両用横断幕と作業員用ベストは非会員が使用するため貸与しないことが承認された。

議題5 「農業土木協議会」の今後の組織運営について

岡田専務が資料5に基づき、「農業土木協議会」の今後の組織運営について、「宮崎県農業土木協会」（仮称）として任意団体を創設する。既設の「宮崎県農業技術連名」の組織を利用する。当協会内の常置委員会を再編し、「農業土木委員会」を設置する。「常務理事会」で対応する。という4パターンの運営方法とそれぞれの検討課題を報告した。

本議案は、各地区の意見を纏めて2月の常務理事会で方向付けを行うことが承認された。

議題6 今後の常務理事会及び総会・理事会開催の日程調整について

(1) 平成26年度予算案承認に係る理事会等日程について

大谷総務課長が資料6-①に基づき日程案の報告を行い、総務委員会が2月4日（火）、常務理事会が2月12日（水）、予算審議理事会が2月21日（金）に開催することが承認された。

(2) 平成26年度理事会・通常総会等日程案について

大谷総務課長が資料6-②に基づき日程案の報告を行い、理事会は5月12日（月）、総会は5月22日（木）に開催することが承認された。

議題7 その他

(1) 第3回建設技能労働者の賃金水準確保のための調査について

榎村事務局長が資料8に基づき、12月末に国交省発全建依頼による第3回目賃金調査を会員企業7社に対して実施したことを報告した。

(2) 「宮崎の未来創生コンソーシアム」設立について

榎村事務局長が資料9に基づき、コンソーシアム設立の主旨を報告して本会の対応を諮り参加することが承認された。

(3) 熊本防衛支局の入札不調・不成立に対する協力依頼について

榎村事務局長が資料10に基づき、熊本防衛支局が入札不調対策として条件緩和を行ったこと、及び意見交換等の窓口として、同支局に対して地区協会の情報を提供したことを報告した。また、同支局の本年度予算が100億円、来年度予算が65億円であることを報告した。

(4) 専門工事業5団体による県議会への請願について

榎村事務局長が資料11に基づき、鳶工・型枠大工・鉄筋工・左官工等の5団体が県議会に対して技能労働者の確保と育成支援の請願を行い採択されたことを報告した。

(5) 工業高校出前講座アンケート調査結果について

榎村事務局長が資料12に基づき、5工業系高校から出前講座のアンケートを回収して取り纏めたことを報告した。

(6) 建設資材単価と労働受給動向について

榎村事務局長が資料13に基づき、九州建設業協会から資料提供があったことを報告した。

2. 第12回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年1月14日（火）午後3時00分、建設会館5階「会議室」において、第12回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

大田原部長、図師次長

管 理 課：郡司部参事兼課長、田村課長補佐
高妻主幹、日高主幹、川野主査

技術企画課：高橋課長、大坪課長補佐、
桑畑主幹、原口主幹、岩切主幹、
春田主査

営 繕 課：上別府課長、松元課長補佐、小川主幹

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：永野会長、川上・谷口・山崎副会長
堀之内・淵上・林・河野・甲斐・
竹尾常務理事

事 務 局：岡田専務理事、水元顧問、
檜村事務局長、東・林田・大谷課長

【永野会長挨拶】

昨年は、平成24年度補正予算と平成25年度公共事業予算で配慮をいただき業界の目線が上向きになった。今年も平成25年度補正予算と平成26年度公共事業予算について、県当局には地域基盤整備のためにも一層の配慮をいただきたい。

本日は大田原部長にご出席いただきお礼を申し上げる。今年も行政と一体になり取り組みたいのでご指導をお願いしたい。

【大田原部長挨拶】

県土整備部としては、平成24年度補正予算の事故繰りがなかったことにお礼を申し上げる。平成25年度当初予算についても、事務所で問題が発生したときも意見交換により適切に対応できた。今後もよろしく願いたい。

知事が年頭訓辞で、高速道路活用による地域活性化と人材育成等6項目について話をされたが、建設業界にも相通じるもの考える。

部長として、国交省の予算を本県が確保できて社会基盤の整備充実を図ること。台風等の自然災害及び南海トラフ地震・津波対策として危機管理体制の充実を図ること。若手に魅力を持ってもらうための人材育成を業界との共通の課題にすること。各地区を含めたコミュニケーションを図り中身の濃い連携を図ることの4点を今年の目標としたい。

◆県からの情報提供について（説明順）

(1) 建設工事における指名競争入札の試行状況について（管理課）

資料に基づき説明が行われ、条件付一般競争入札の平均落札率については、10月以降指名競争入札との差がなくなってきたことが補足された。

(2) 施工パッケージ型積算方式の導入時期等の変更について（技術企画課）

資料に基づき、209パッケージについて平成26年10月から一括導入されることが説明された。

1～2月に予定した説明会は延期して、7月頃の管理課主催の業者説明会で実施することを検討したい。また、年末のアンケートに回答した業者に対しては県が個別に説明会延期の案内を行うことが



永野会長挨拶



大田原部長挨拶

報告された。

(3) 総合評価落札方式における今後の見通しの検討について（技術企画課）

資料に基づき、「簡易型」と「特別簡易型」の評価について、現在選択制になっている「若手技術者の育成」と「V E 提案実績」について、「若手技術者の育成」を土木一式以外の職種にも拡大して、「V E 提案実績」を限定した評価で見直す。また、発注者と受注者双方の事務負担軽減のため、「簡易型」の技術的所見と評価の簡素化を行うことが説明された。



第12回意見交換会

◆意見交換

(1) 指名競争入札の試行について

本会 → 今後も試行の継続をお願いしたい。

本会 → 資料のなかの通知と決定に件数の開きがあるのはなぜか。

県 → 通知のなかには未開札のものと不調・不落の件数を含んでいるためである。

(2) 施工パッケージについて

本会 → 導入時期の延期について本会の意見を取り上げていただきお礼を申し上げる。

(3) 総合評価落札方式の見直しについて

本会 → V E 提案実績の評価限定についてお礼を申し上げる。若手技術者の配置については、工事の金額により柔軟な対応をお願いしたい。

本会 → 新卒の評価については若年者対策になっていないため、技術者を育てるための企業評価ができないか検討いただきたい。

県 → 評価項目から若手採用を抜き出して、別評価項目が作れないか検討してみたい。

本会 → 若手育成の評価項目をさらに明確化していただきたい。

本会 → 若手といわれる35才以下の2級土木資格者の要件を将来的に緩和できれば良いと考える。

本会 → 設計労務単価の低下も入職者減少の要因である。

本会 → V E の評価は該当する同一業種に限定していただきたい。

本会 → 業種シートの違うK値について考慮いただきたい。

本会 → 適正価格と適正利益を確保するため、入札制度改革の見直しが必要である。

本会 → 直轄工事における上限拘束性撤廃をお願いしているので、県のフォローをお願いしたい。

(4) その他

本会 → 大規模災害発生時の混乱を避けるために、県が主導して各行政機関を取り纏めてもらいたい。

以上、午後4時10分、意見交換会を終了した。

3. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成26年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名) (専攻課程 12名)	平成25年 10月5日(土)	平成25年 10月11日(金)	平成25年 9月9日(月) } 平成25年 9月30日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 Ⅰ	平成25年 11月23日(土)	平成25年 11月29日(金)	平成25年 11月1日(金) } 平成25年 11月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 Ⅱ	平成26年 2月8日(土)	平成26年 2月14日(金)	平成26年 1月15日(水) } 平成26年 2月3日(月)	〃
一般選考試験 Ⅲ	平成26年 3月20日(木)	平成26年 3月25日(火)	平成26年 3月3日(月) } 平成26年 3月17日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要(各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10:00～10:20	受 付	10:00～10:20
説 明	10:20～10:30	説 明	10:20～10:30
面 接	10:30～(1人10分程度)	作 文	10:30～11:30
		面 接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

原則として、昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

◎応募手続き

1 提出書類（施工管理課程・専攻課程共通）

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内に撮影したもの 受験票に50円切手貼付）
 - 2) 推薦書（推薦選考試験受験者）
 - 3) その他の書類
- ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期までのもの）
 - ②大学、短大、高専、専門学校在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ③中学、高校、専門学校、大学等卒業生：卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書（旧大検）

2 入隊選考試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を受験願書に貼付してください。

受験願書受付後は、いかなる理由があっても入隊選考試験手数料の返金はありません。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） 隊員募集担当
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙 2559-1
（専）0985-85-1600 FAX 0985(85) 2991

※受験願書の設置場所

・宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）、県内の高等学校、市（各支所）町村役場、土木事務所等

◎受験願書の受付

郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときには、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎合格発表

※発表方法は宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）正面玄関に提示（午前10時～）するほか、受験者全員に合否結果を通知します。

◎授業料及び経費（参考）

年間経費（施工管理課程・専攻課程共通、平成26年度の見込み額）

入隊料 （入隊時）	授 業 料		入隊時経費 （見込み）	その他経費 （資格試験受験費用、寮生活費等）
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	20万円程度	年間35万円程度

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月徴収します。
また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

◎教育訓練期間

平成26年4月から平成27年2月末までの1年間です。

◎在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定、造園関連資格等

4. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となった。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方お願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金引上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管

理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダンピング受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図るため、さらには、近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号、国土入企第34号）2.（1）において、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要する費用（宿泊費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担しているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、また、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

雇用改善コーナー

1. 新規学校卒業予定者等の採用について

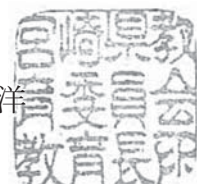
平成25年 6 月 5 日

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 永野征四郎 様

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣



宮 崎 県 教 育 長 飛 田 洋



宮 崎 労 働 局 長 松 竹 泰 男



新規学校卒業予定者等の採用について（お願い）

新規学校卒業者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が0.7倍台を維持しているものの、依然として厳しさが残り、改善の動きを弱めたままの状況にあります。一部には明るい動きが見られます。特に平成25年3月末における新規高等学校卒業者の就職内定率は99.1%と、調査開始以来、最高の結果となりました。このことは、県内の多くの企業や事業所の皆さまの御理解・御協力の賜物と深く感謝しております。

このような中、国及び県におきましては、求人の確保や就職支援等に全力で取り組みますとともに、キャリア教育の推進により、望ましい勤労観・職業観の育成にも努めているところです。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者が希望する職業に就くことができますよう、求人枠の拡大及び早期提出、並びに大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者における新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せまして、関係団体の皆様及び事業主の皆様はこの旨御周知くださいますようお願いいたします。

（文書取扱）

宮崎県商工観光労働部労働政策課

宮崎県教育庁学校政策課

宮崎労働局職業安定部職業安定課

2. 就職・採用活動開始時期の変更について

平成25年4月19日に開催された「経済界との意見交換会」において、安倍内閣総理大臣から経済界に対し、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更を要請しました。

この要請は、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動のスケジュールを以下のように変更することを求めたもので、その後、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において政府方針として決定されました。

一般社団法人日本経済団体連合会、就職問題懇談会(大学、短大、高等専門学校で構成)においても、この内容を踏まえた指針、申し合わせを決定しています。

詳細は、

- ①首相官邸ホームページ「就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou_info.html

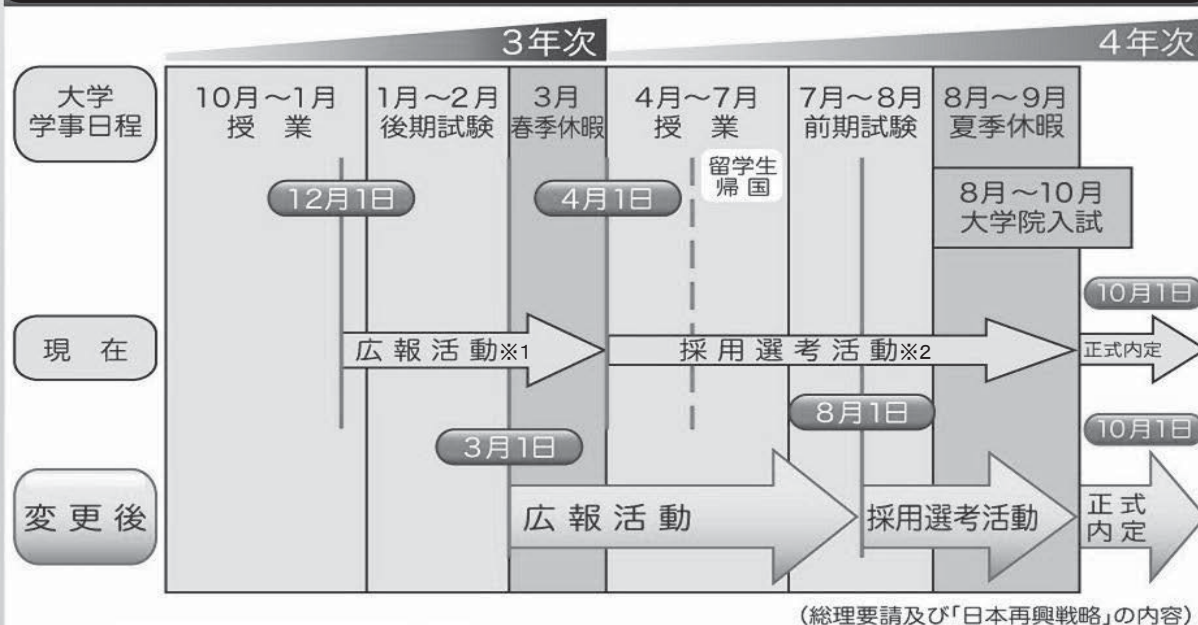
- ②政府インターネットテレビ

「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html>

をご覧ください。

平成27年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から、
広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始、
その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の8月1日以降に開始となります。



※1) 広報活動: 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

※2) 採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

図表出所: 政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html>

事業協同組合

1. 地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約 (国から1.1%を上限に貸付金利の助成)。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

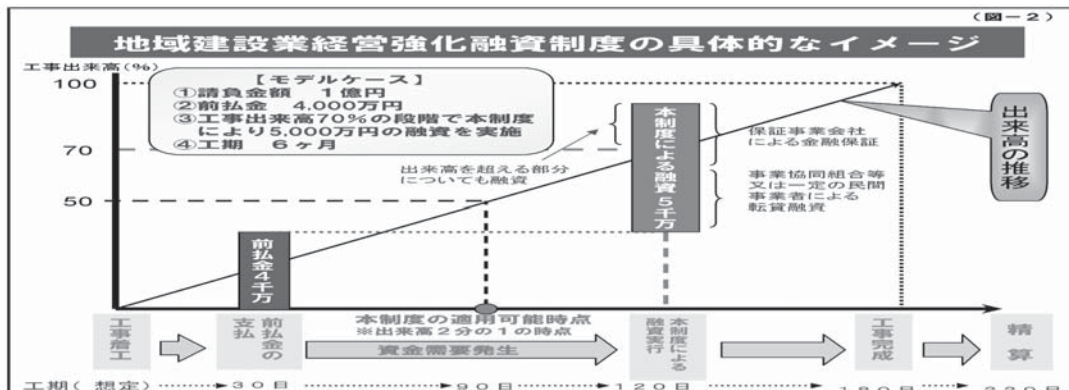
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証(出来高を超える部分、未完成部分)を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。(金融保証(出来高を超える部分)を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可)

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85% (※未完成部分は別途金利必要)
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15% (※未完成部分は別途手数料必要)
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ (注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください)

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚)に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
(注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。)
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
(債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎)
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出)
- ⑤ 借入時に組合へ提出。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出)
(注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式)



地域建設業経営強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】

①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤償還済額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般の計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金
融資金額 1,800万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(割合目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額
融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,800万円)

※
最大融資
可能額

5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)

②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,800万円

③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)

④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円

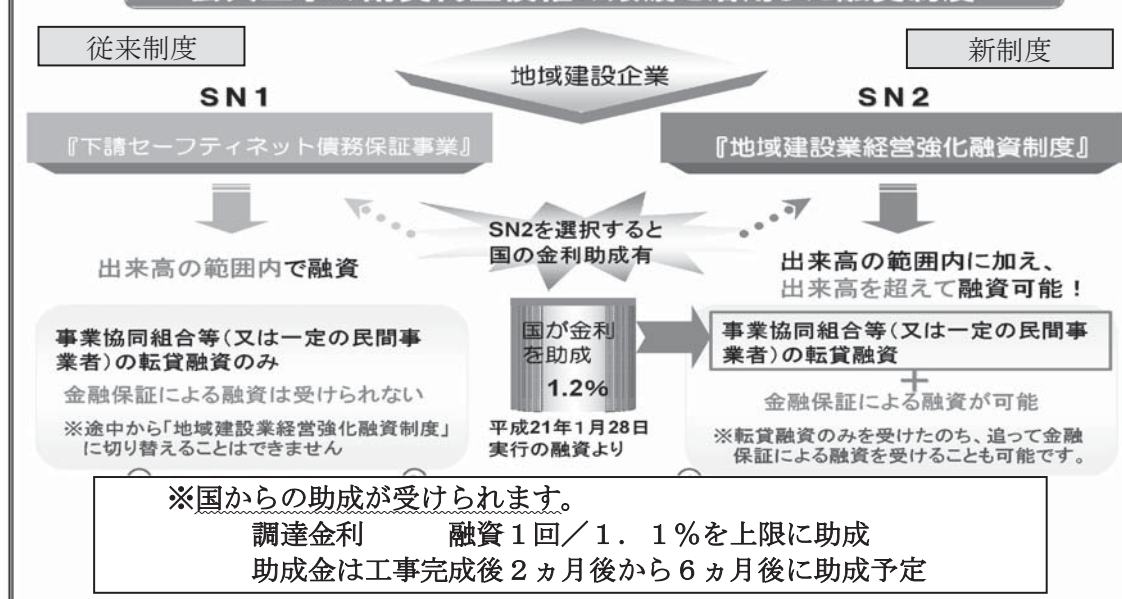
⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の利率、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

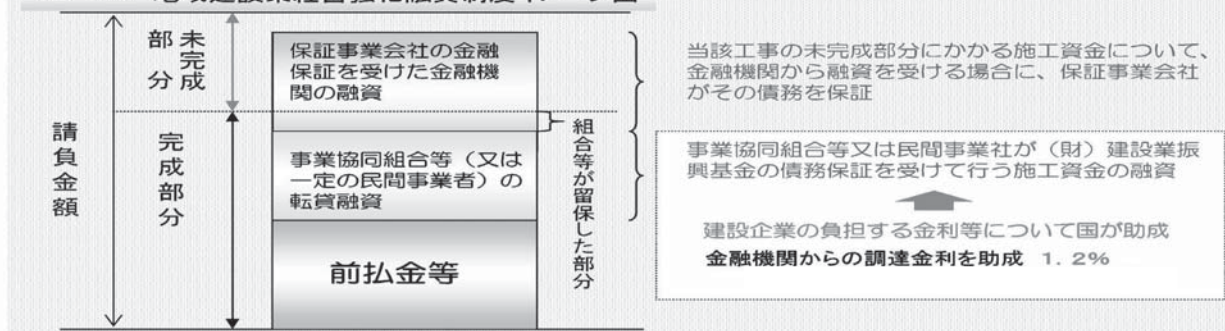
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社を支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩6厘(年利換算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技 士 会

1. 平成26年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催しています。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

平成26年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間	
	平成26年5月14日（水）～5月16日（金） 平成26年5月28日（水）～5月30日（金）	
	2 級学科・実地講習 6日間	
	平成26年7月16日（水）～7月18日（金） 平成26年7月30日（水）～8月 1日（金）	
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会	

2. 平成26年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について（お知らせ）

平成26年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、公共土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間	1 級	平成26年4月 1日（火）～4月15日（火）
	2 級	平成26年4月14日（月）～4月28日（月）

申込み用紙につきましては、1・2級とも3月14日に販売開始されます。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成25年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

平成25年10月6日（日）に実施されました平成25年度1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が平成26年1月14日にありました。

全国の会場で29,182名が受験し、10,299名が合格、合格率35.3%、と昨年とほぼ同じ合格率でした。福岡会場は、受験者4,086名、合格者1,310名、合格率は全国平均より若干低い、32.1%でした。

（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。

合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成25年度 1級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況：（平成25年10月6日実施 全国13地区 29会場）

試験地	学 科 試 験 (平成25年7月7日実施)			実 地 試 験		
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,337	804	60.1	1,245	449	36.1
釧路	291	162	55.7	268	110	41.0
青森	649	408	62.9	606	236	38.9
仙台	2,678	1,660	62.0	2,431	892	36.7
東京	8,951	5,428	60.6	7,852	2,681	34.1
新潟	1,373	838	61.0	1,270	496	39.1
名古屋	3,673	2,195	59.8	3,353	1,217	36.3
大阪	4,905	2,822	57.5	4,197	1,562	37.2
岡山	1,112	645	58.0	950	324	34.1
広島	1,162	730	62.8	1,162	497	42.8
高松	1,238	814	65.8	1,205	380	31.5
福岡	4,483	2,643	59.0	4,086	1,310	32.1
那覇	787	419	53.2	557	145	26.0
計	32,639	19,568	60.0	29,182	10,299	35.3

建 退 共

1. 共済証紙の購入について

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、民間工事を受注したときも購入してください。
- ◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。
- ※「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。
- ※ 人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- ※ 対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- ※ 100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》— 加入率が100%の場合 —

1. 工事種別 住宅・同設備

2. 工事契約金額 9,345,000円（税込）

$$9,345,000円 \times 4.8/1000 \times 100/70 = 64,080円$$

（住宅・同設備）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

$$64,080円 \div 310円 = 206.7 \approx 207日分$$

（購入額）（1日券）（購入枚数）

※端数については繰り上げて購入

《例2》— 加入率が50%の場合 —

1. 工事種別 その他の土木

2. 工事契約金額 787,500円（税込）

$$787,500円 \times 4.1/1000 \times 50/70 = 2,306円$$

（その他の土木）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

$$2,306円 \div 310円 = 7.4 \approx 8日分$$

（購入額）（1日券）（購入枚数）

※端数については繰り上げて購入

※加入率が70%未満の場合は、理由書の提出が必要です。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (11月の状況)
11月末計	社 2,878	名 47,976	前年度まで の 累 計	冊 399,809	件 45,398	千円 27,238,430	千円 113,180,330
加 入	8	117	当 月 分	631	54	36,357	55,205
脱 退	7	56	25 年 度 分	6,740	788	633,546	512,135
12月末計	2,879	48,037	累 計	406,549	46,186	27,871,976	113,692,465

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（12月分）

1. 適 用

（平成25年12月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
301 社	3,550	532	4,082

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成25年度）

（金額:円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	12	2,406,700	157	40,838,900
	失 権 者	8	1,115,100	81	12,950,700
選 択 一 時 金		8	8,120,500	77	63,378,000
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		12	2,657,300	126	20,929,200
遺 族 一 時 金		1	613,800	6	3,667,200

(2) 年金受給権者数

（金額:円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,984	1,290,201,300	5,881	1,235,521,700	40	25,275,600	63	29,404,000

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	16,780,373,847 円
----------	------------------

建 災 防

1. 平成25年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」について

厚生労働省では、毎年度、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長を顕彰していますが、本年度は全国で133名（全業種）が受賞しました。本県からは、（株）甲輝建設（東臼杵郡椎葉村）の那須勇雄氏が受賞され、1月10日に中央合同庁舎講堂（東京都千代田区）において授賞式が行われました。

2. 安全教育用DVDの配付について

昨年12月に、各分会（地区協会）に対し、安全教育用DVDを2枚ずつ配付しましたので、社員の安全教育にご活用下さい。なお、配付したDVDの種類は、各分会の希望を聞いた上で購入し配付したものです。DVDのタイトル及び配付分会名は次のとおりです。

タ イ ト ル	配 付 分 会
管理監督者の責任と役割 新人編	日向
高年齢者の安全対策	串間
建設業労働安全衛生マネジメントシステム	東諸
第2巻 職場で活かす安全施工サイクル	日南、西都
第1巻 判例から学ぶ四重責任	延岡
第1巻 あなたが背負う四重責任	建築
熱中症をあなどるな	宮崎
これだけは守ろう基本ルール17ヶ条	日向、高千穂、建築
建設業の労働災害事例集	小林、東諸、西都、高千穂
守っていますか？ 作業員の法的義務	小林、高鍋
作業員 意識改革のすすめ	高鍋、延岡
第1巻 足場から落ちないために	串間
第1巻 ヒューマンエラーの原因を知ろう！	日南、都城
第2巻 ヒューマンエラーを防ごう！	都城
ルールを破れば命がちぢむ	宮崎

安全衛生管理・労務管理に関する相談・問い合わせは下記までどうぞ

建災防 宮崎県支部 TEL 0985(20)8610

当支部では、会員事業場からの安全衛生管理（労働安全衛生法など）、労務管理（労働基準法・労働契約法など）に関する相談・問い合わせを受け付けております。

相談には労働安全・衛生コンサルタント、社会保険労務士などが対応します。また、相談内容等の秘密は厳守します。

3. 建災防からの安全メッセージ②



「百里を行く者は、^{なか}九十里を半ばとす」

年度末に向けて、各現場では最後の追い込みに入る時期です。
この時期を過ぎると、本体工事は終わり、残すは付帯工事や片づけだけという現場が多くなってきますが、過去の災害事例を見ますと、この最終段階で重篤な事故が数多く発生しています。

その原因は、「ほぼ工事が終わった」という「気の緩み」だけではありません。
大きな原因の1つは、この時期に入ると、本来、作業員を墜落などの災害から防ぐべき足場などの仮設物が撤去されていることでもあります。
つまずきや滑ったことによる災害も、通常は転倒災害で終わってしまうところが、高所における転倒であったため墜落災害につながったという事例もあります。

「完工前の現場ほど危険な状態はない」

ということを再認識すべきでしょう。

また、この時期には、例えば、
ビルの外壁に不良箇所が見つかった
追加の配線、配管工事が入った
ブロックのすき間にモルタルを詰める作業が入った
このような手直しや追加の工事が入ることが多くあります。

このような作業を行う時に、どのような作業方法をとるか、この判断が災害防止のポイントになります。

この時期になって、補修工事や追加工事に予算や手間をかけたくないという心理が強く働き、安易な作業方法を選択しがちなものです。このような作業こそ、店社スタッフも加えたりスクアセスメントが必要です。

「工事の進捗率が90%を越えても、まだ、工事は半分しか終わっていない」

これぐらいの気持ちで臨みたいものです。

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

(1) 販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」・・・・・・遅滞なく

(2) 火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」・・・・・・・・年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」・・・・・・・・計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」・・・・・・・・実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」・遅滞なく

2. 打揚式動物駆除用煙火「駆除雷」等の取扱いについて

(1) 事案の概要

鳥獣等の動物駆除に用いられる煙火であって(株)ライズが輸入販売した動物駆除用煙火(製品名「駆除雷」)の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年11月及び12月に発生しました。

[平成25年11月13日]

岡山県において、猿の駆除のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダー（プラスチック製）に入れて点火したところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1名が軽傷）

[平成25年12月25日]

山口県において、猿の駆除のため「駆除雷」を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで点火したところ、製品が破裂し、親指と人差し指を欠損した。（1名が重傷）

(2) 注意事項

- ・「駆除雷」は、原則、地上に固定するなどして使用すること。
- ・「駆除雷」を手にとって使用する場合は、ステンレス製の専用の手持ち用ホルダーを用いること。

なお、「駆除雷」に限らず、その他類似の打揚式動物駆除用煙火を使用する際は、取扱説明書に記載されている使用方法、使用上の注意を順守するとともに、火薬類の安全な取扱いを心がけてください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成25年度	535	▲8.5%	7,725	▲14.2%	4,180	20.0%	137,918	31.7%
平成24年度	585	▲4.1%	9,006	▲10.4%	3,484	▲1.2%	104,735	8.1%
平成23年度	610	3.9%	10,051	▲25.3%	3,528	1.0%	96,930	▲15.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

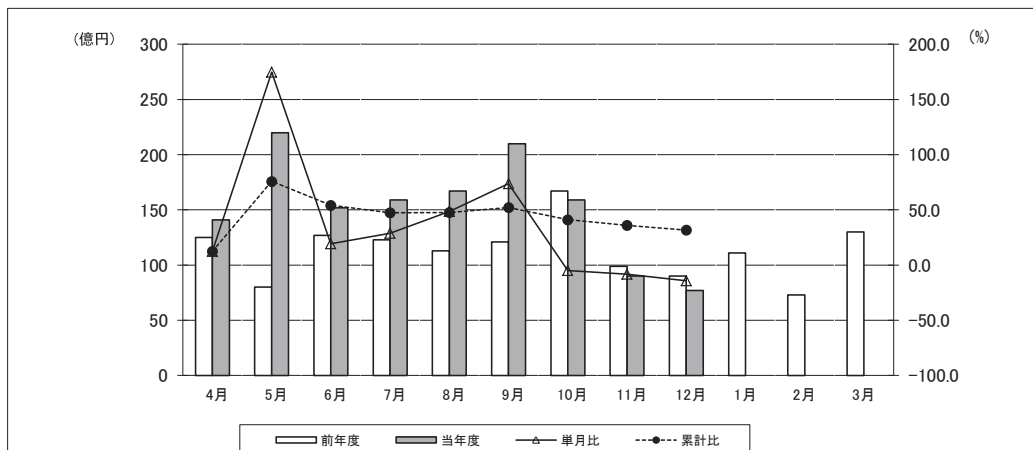
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	15	▲21.1%	533	▲66.8%	360	16.1%	33,911	25.7%
独立行政法人等	1	▲75.0%	73	▲88.4%	49	▲2.0%	10,752	▲20.5%
県	173	▲2.8%	3,347	▲3.1%	1,482	29.5%	39,802	25.3%
市 町 村	342	▲9.3%	3,701	23.7%	2,238	15.7%	46,271	52.4%
そ の 他	4	▲42.9%	68	▲78.1%	51	10.9%	7,180	244.0%
計	535	▲8.5%	7,725	▲14.2%	4,180	20.0%	137,918	31.7%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	79	▲3.7%	1,115	▲21.4%	843	15.5%	28,994	20.1%
高 岡	21	50.0%	275	180.5%	141	51.6%	2,782	137.6%
西 都	34	30.8%	535	41.1%	248	40.9%	6,257	78.4%
高 鍋	24	▲14.3%	541	▲43.5%	239	27.8%	9,123	0.7%
日 南	27	▲34.1%	740	▲25.5%	250	5.9%	11,498	102.2%
串 間	37	▲11.9%	368	6.3%	168	1.2%	3,005	21.2%
都 城	58	1.8%	724	7.1%	519	26.6%	22,388	158.9%
小 林	62	14.8%	709	▲7.7%	447	19.8%	11,268	38.0%
日 向	94	▲1.1%	1,429	▲24.2%	605	27.6%	21,105	▲4.3%
延 岡	36	▲23.4%	661	▲6.9%	381	13.7%	15,394	▲1.1%
西 臼 杵	63	▲36.4%	621	▲19.0%	339	11.5%	6,100	43.7%
計	535	▲8.5%	7,725	▲14.2%	4,180	20.0%	137,918	31.7%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。
例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前払金認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

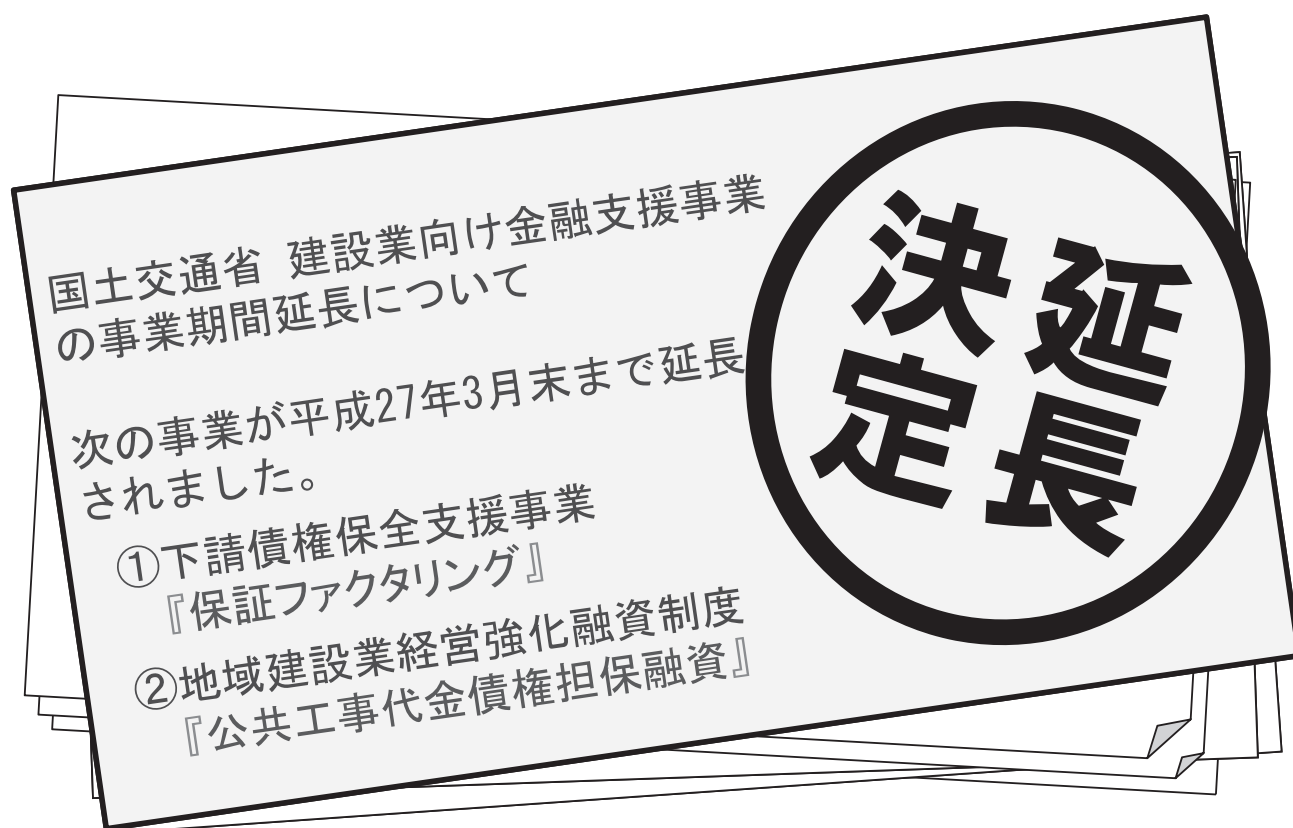
平成25年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成25年12月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	6	908,229	100.0%	217.8%
宮崎県	119	4,762,343	25.3%	▲3.1%
宮崎市	37	1,233,182	23.3%	▲3.4%
都城市	21	1,437,637	40.0%	63.7%
延岡市	21	442,521	▲4.5%	▲25.3%
日南市	3	764,427	50.0%	1862.3%
小林市	7	160,025	40.0%	87.3%
日向市	4	70,392	<	<
西都市	1	9,752	<	<
えびの市	1	100,485	0.0%	871.6%
国富町	1	14,280	<	<
綾町	1	9,063	<	<
美郷町	2	179,875	0.0%	239.2%
国立大学法人	3	1,037,557	▲70.0%	▲70.0%
計	227	11,129,770	19.5%	▲5.3%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております
『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に
1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度
です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の
焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、
もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

試験・研修等のご案内

【平成 25 年 11 月版】

監理技術者講習のご案内

宮崎県版

実施会場・実施日 ※宮崎県は、すべての会場が、「テレビ講座」となります。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(株) 宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2-9-19	15(水)	5(水)	5(水)	9(水)	21(水)	11(水)	2(水)	20(水)	9(火)
都城地区建設業協会 都城市北原町26街区13号						4(水)			
小林地区建設業協会 小林市細野482		5(水)		9(水)					10(水)
日向地区建設業協会 日向市中町1番地		5(水)		9(水)		11(水)		6(水)	
延岡地区建設業協会 延岡市愛宕町2-32				2(水)			2(水)		
高千穂地区建設業協会 西臼杵郡高千穂町三田井86-2		5(水)			14(水)				

お申込方法は、「インターネット申込」又は「郵便申込」のいずれかをご選択ください。

インターネット申込 2回目以降の基本情報の入力が必要で、特に企業申込のご担当者様には大変便利です。

受講料	9,500 円
申込手続き	① http://www.fcip-ko.co.jp へアクセス。 「建設業振興基金」又は「建設産業振興センター」で検索。 ② 必要情報を画面の指示に従って入力。 ③ 支払い手続完了後、画面の指示に従い、必要書類。 (受講票、受講の手引き、講習修了証用写真台紙、封筒書式) をダウンロード。
受講料の支払	支払方法を選択し、画面の指示に従って登録して、支払手続を完了。 ・コンビニ ・クレジットカード ・ペイジー ・郵便局代金引換郵便。
郵送が必要な書類	修了証用写真1枚 ダウンロードした講習修了証用写真台紙に規定の写真※を貼付し、 講習受付センターへの封筒を使用して、講習日14日前(必着)までに送付。 送料は、お客様負担となります。 (注意) 講習日14日前(必着)までに到着しない場合、講習会当日に講習修了証は交付出来ません。

郵便申込 詳しくはお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ (株)建設産業振興センター
TEL03-5408-1889

受講料	10,000 円
-----	----------

助け合い、未来を創る。



建設業界による自主的な
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず
無記名で補償。

元請・下請それぞれの
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への
速やかな支払い。

経営事項審査において
15点の加点。

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学
事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に
対して、要保育期間および小学校から大学までの在学
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関

(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805

宮崎市橘通東2-9-19

TEL.0985-22-7171

FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などの
お問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>